



日本共産党 市議会報告



2011年11月14日 第1190号
【発行】
日本共産党浦安市議団
市役所内控え室(議会棟1階)
☎&FAX (350)1243

子育ても老後も安心
住み続けたい浦安を



市議会議員
元木美奈子

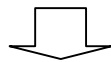
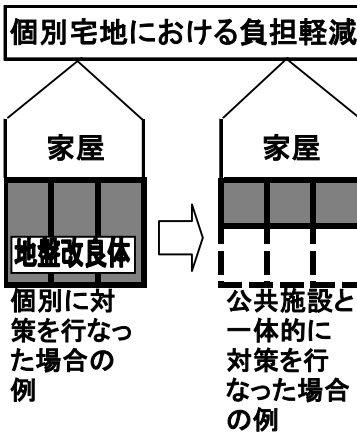
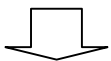
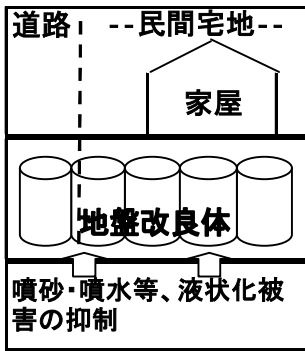
入船 4-37-14
☎355-8526
minamotonton@
jcom.home.ne.jp



市議会議員
美勢 麻里

北栄 2-3-16-203
☎354-9269
m5mise@jcom.
home.ne.jp

日本共産党 民有地にも財政支援を 液状化対策を国土交通省に要望



＜宅地部分の負担軽減＞
◇道路部分を街区単位で格子状に地盤改良を施すことで、宅地への地震動の影響を緩和し、宅地内で必要な液状化対策工事を簡素化
◇公共一括発注によりスケールメリットが発生し負担を軽減

政府は、現在、国会審議中の第3次補正予算案で「液状化対策推進事業」の内容を公表しました。
国土交通省は事業費について「この事業は、交付率2分の1ですが、復興交付金で補助率が上げられ4分の3の交付率となり、残り4分の1は地方財政措置とし交付されるため実質的には交付率は10分の1となります。」と説明、浦安市のような不交付団体でも交付対象となることを明らかにしました。

道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する事業を創設

10日、日本共産党浦安市議団は、東日本大震災で宅地の液状化被害が大きかった千葉、神奈川などの党議員や住民と共に、「国の液状化の再発防止策がどのようなになっているのか」、国土交通省へ説明を求め、要望をしてまいりました。

官民一体の取組に支援

(復興交付金は東日本全体での分配)

同事業の基本的考え方は、「公共施設の液状化対策は公費で負担し、民間家屋の液状化対策は所有者が負担」としていますが「ただし、民間宅地内において実施する公共施設の液状化対策費については公費で負担する」とし、「一定規模以上で、官民一体の取組に対して支援(右下③参照)」すると説明しました。元木美奈子議員は、「すでに自己負担で改良工事を終了した市民も多

【液状化対策推進事業の事業内容】
①液状化対策に必要な調査、事業計画案作成、コーディネートに対する支援
②敷地境界、基準点等の混乱が著しい地域では、地籍整備と液状化対策を合わせて行う土地区画整理事業を支援
③土地区画整理事業を活用しない場合にも一定規模以上(3000㎡以上かつ家屋10戸以上)で、官民一体の取組に対して支援

い、宅地の一部が公費負担の対象になるかもしれないのに事業開始が遅すぎる」ことを指摘し、個別保障制度のさらなる充実を求めました。

10日、浦安市は国が対応方針を示したとして、市独自の対策を実施することを発表しました。

これまで市は、放射線対策について市民からの改善要望に答えようとはしませんでした。国が放射線量の基準値を設定していないことを、その理由としてきました。

市民からの要望に応じて 私有地の測定を行う

市は、子どもが利用する保育園・幼稚園・小中学校（私立は要請に応じて）、児童育成クラブ、日中一時支援事業施設、公園の205施設において順次測定を開始し、測定結果は市のホームページで公表するとしています。

また、「市民からの要望に応じて私有地の測定を行う」ことや「市民が独自に測定を行えるよう、貸し出し用測定器20台を購入し、12月中旬ごろより貸し出しを開始する」として、市民の要望に一定寄り添った政策が打ち出されました。

除染の基準値が高すぎる

ところが、除染の考え方として、放射線量が、国と同じ毎時1マイクロシーベルト以上の場合、国が定めた簡易な除染を行うとしています。

日本共産党は1年間の総被曝量が1ミリシーベルトを超えないよう求めてきました。こうした考え方に基づいて、県内の自治体では、松戸市は毎時0・3マイクロシーベルト、市原市は毎時0・23マイクロシーベルト、野田市は毎時0・19マイクロシーベルトを目安に対応しています。これらと比べると浦安の基準値は高すぎます。また、市民からも「基準が高すぎる」「子どもの安全を第一に考えて」という声が上がっています。

12月議会では除染の基準を見直し、きめ細かな測定を強化するように求めています。

【浦安市の除染の考え方】

側溝や雨どいの下・雨水がたまりやすい場所などで、放射線量が高いと思われる箇所について、地表から高さ50センチメートル（砂場の場合は5センチメートル）の放射線量が毎時1マイクロシーベルト以上の場合、国が定めた簡易な除染を行う。

【市民からの要望に応じて私有地の測定を行うことについて】

申し込み〓放射線量測定受付センター（二月二日から受け付ける）

受付専用ダイヤル〓047・390・0189

受付〓11月11日から（土・日曜日、祝日を除く9時から17時）

※11月12日（土）、13日（日）は休日専用受付を9時から17時で行う

測定は、市職員が平日の日中、土地所有者立会いのもと行い、結果はその場で伝える。

戸建住宅は30分、マンションは60分以内で測定する。

マンションの場合は管理組合から申込を受け付ける

【市民が独自に測定を行えるよう、貸し出し用測定器について】

貸し出し用測定器を20台購入し、12月中旬ごろより貸し出しを開始する。

申込方法は、後日、市公式ホームページで公表する

